The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	猿投神社本『帝範』訓詁考 : 『玉篇』との関係に於て
Author(s)	小島, 憲之
Citation	語文. 1974, 32, p. 3-11
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68618
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

猿投神社本『帝範』訓詁考

――『玉篇』との関係に於て――

小島憲之

一

最近私は、梁顧野王撰の小学、所謂原本系古本系の『玉篇』が、訓詁のために、上代人によく利用された事実を、日本書紀・万葉集・令集解などを通じて、それぞれの一部分について少しづつ考証を行なった。恐らく暇をみては、同じ方法を続けることであらうが、その目的とするところは、わが国の学問史であり、「訓詁学史」である。せめて、「上代訓詁学史」（この場合の「上代」は平安末期までをさす）といったものに発展するならば幸である。しかし私の日はすでに昏れかけてゐる。

『玉篇』（増補重修の『大広益会玉篇』を指さない）は、今日残巻しか残らない。そのため少しでも多くの『玉篇』の本文を発掘するには、「玉篇」「玉篇云」「玉篇曰」とか、「（顧）野王」など、その佚文を、数多くの文献から摘出し、もとの『玉篇』の本文を推定する必要がある。岡井慎吾・馬淵和夫氏作製の不朽の佚文集成があるにも拘はらず―後者に、『玉篇佚文補正』（油印本）あり―内的推定方法からみれば、もはや満足しかねる現状である。周知の如く、『篆隷万象名義』（略称『万象名義』）は、その抄出された訓詁の結果より逆に、『玉篇』の本文が推定される場合が多い。また『一切経音義』（慧琳本）の、『玉篇』の指摘をみない部分にも、甚だ多くの佚文が推定される―但しその反切の大半を除く―。特に『玉篇』と『一切経音義』の引用書の一致する部分は、その推定の一つの方法を暗示する。またたとへば、『令集解』の訓詁の殆んどは、『玉篇』の標示がなくてもその引用によることが推定できる。日本紀講書の結果を示す「古訓」の類も、むしろ『玉篇』を利用した形跡がみられ、また万葉集の訓詁上むつかしい本文も、『玉篇』及びその推定本文によれば予想外に簡単に解決できる（拙稿、注1）。

これらに関して、『玉篇』の推定本文を指摘し、上代人の披覧したままの完本『玉篇』の本文に一歩一歩と進まねばならない。しかしその道は甚だ遠く、幾年月もかかるであらう。やはり一字一字解決してゆくよりほかはない。本稿は、紙幅の関係上、猿投（さなげ）神社所蔵『帝範』を例にして、『玉篇』の本文を掘り上げようとする。このために、反切を注する訓詁を摘出する。猿投本は、鎌倉時代の書写、巻子本。朱墨の古訓点が施してあるが、遺憾ながら残るは上巻のみ。テキストは、猿投影印叢刊のコロタイプ版により、更に成簣堂叢書本（狩谷望之の朱・藍の校合書入の複製）を参考にする。

二

まづ帝範序の、「…叨臨㆓神器㆒」の「叨」について、

(1)「叨(ムサホリテ)」―他労反。貪也。

とみえる。『玉篇』は現在この字は残らない。しかし「饕」の訓詁に（括弧内の記事は私見）、

勅高反。左氏伝(文公十八年)…杜預曰、貪㆑財為㆑饕、食貪(食㆑食)為㆑飻也。飻為㆓叨字㆒、在㆓口部㆒。

とみえる（台湾版『玉篇零巻』は誤刻多し）。この「饕」や「飻」（「他結反。説文、貪也」）は、「叨」に同じく、「貪也」の訓詁に同じ。『玉篇』の抄出本ともいふべき万象名義に、「他労反。貪也…」（「叨」）とみえ、右の(1)は、『玉篇』によるものと推定できる。なほ『玉篇』には（＊印は推定本文を示す）、

＊他労反。尚書(周書、多方)、惟有㆓夏之民叨慣㆒、孔安国曰、叨、貪也（注2）…或為㆓饕字㆒、在㆓食部㆒。

などとあつたものと推定される。

次に同じ序文の中に、「豺狼尚梗」とみえ、「梗」の訓詁に、

(2)「梗(アラウシ)」―何杏反。鄭玄云謂、梗御未至(ママ)、梗、病也。容(害)也。直也。

方言云、凡草木刺㆑人者為㆑梗。食㆑骨留㆓咽中㆒骸(骸)也。

とみえる。「アラウシ」（？）は誤記。神武即位前紀「餘妖尚梗」の古訓、「アレタリ」・「コハシ」などを参照して、「アラシ」・「アレタリ」・「アラアラシ」・「コハシ」などと訓むべきである。右の鄭玄注の「梗」以下については、成簣堂本に、「梗御未㆑至㆓梗病㆒也」と訓むが、意味をなさない。毛詩（大雅、桑柔）の本文「至㆑今為㆑梗」を逆に書いた誤記、「梗御未至(為今)」とみるべく、以下が鄭玄注であり、「梗、病也」とは一旦切るべきである。なほ「容」は「害」、「骸」は「骾」（成簣堂本）の誤記。

この「梗」は、最近複製をみた『大乗理趣六波羅蜜経釈文』（神田喜一郎博士蔵。以下『六波羅蜜経釈文』と呼ぶ）の『玉篇』佚文に

上玉、柯杏反。毛詩伝(大雅、桑柔)曰、梗、病也。賈逵(国語)曰、梗猶害也。（楚辞、九章）王逸曰、梗、強也。爾雅、梗、宜(直)也。方言、自㆑関而東、凡草木刺㆑人者為㆑梗、郭璞、今輭(梗)、楡也。…（「梗概」）

とみえ、(2)の訓詁が『玉篇』によることがわかる。なほ(2)の「食㆑骨」云々の「骾」の訓詁について云へば、『玉篇』には、

＊説文、食㆑骨留㆓咽中㆒骾也。野王案、梗亦骾字也、在㆓骨部㆒也。

などとあつたものと推定される。

次に、「躬擐㆓甲冑㆒」の「擐」について、

(3)胡慢反。左伝云、擐㆑甲執㆑兵、杜預曰、擐、貫也。衣㆑甲也。

とみえる。「（ツラ）ネ」と訓むが、成簣堂本には、「ツラヌイテ」と訓む。「貫也」がこれに当る。六波羅蜜経釈文の『玉篇』佚文に、

胡慢反。杜預、擐、貫也。賈逵曰、衣㆑甲也、累也（「擐」）

とあることは、(3)が『玉篇』によることが推定できる。なほ『玉篇』には、右の釈文や一切経音義を参考にして、

＊胡慢・工患二反。左氏伝(成公二年)、擐㆑甲執㆑兵、杜預曰、擐、貫也。国語(呉語)、令㆓服㆑兵擐㆑甲、賈逵曰、衣㆑甲也（注3）。

などとあつたものと推定できる。但し、前述の六波羅蜜経釈文の、「累也」については、『玉篇』の「累」にみえる国語注で解決可能かとも思はれるが、しばらく後考を持つ。

次に、「承㆓慶天潢㆒」の「潢」について、

(4)後光反。漢書天文志曰、天有㆓五潢㆒、潢中有㆓三柱㆒、柱不㆑具兵

也。

とみえる。この文字は、『玉篇』やその佚文にも残らない。しかし令集解に、「潢、音胡光反」（巻三、職員令「装潢」）とみえ、恐らくこの反切は、『玉篇』によるものと推定される。万象名義に、猿投本と同じく「後光反」とみえるのは、何れも採用することができる。万象名義に、「池也、積水也」とみえることから溯って、もとの『玉篇』の本文は、

*後光・胡光二反。説文、潢、積水池也。

などと推定される。しかし(3)の漢書天文志の例は、『玉篇』に存在してゐたか否か、よくわからない。

次に、「偏鐘ニ慈愛」の「鐘」について、その訓詁に、

(5)「鐘」―燭恭反。取也（序）

とある。この「鐘」は、「鍾」（成簣堂本）に同じ。「鐘」と「鍾」の通用は、日本書紀や万葉集の写本間に例をみる―敦煌本「唐人選唐詩」（P.2567）にみえる「鐘（かね）」をすべて「鍾」に作るのもその一例―。この字は、『玉篇』に残らないが、佚文として、六波羅蜜経釈文の、

上玉、之庸反。杜預曰、鍾、取也…野王案、説文、酒器也、以ニ楽器之鍾字一（「鍾念」）

を挙げることができる。「杜預曰」云々は、『玉篇』に、「左氏伝（昭公二八年）、*鍾ニ美於是国一、杜預曰、鍾、聚也」とあったものと推定できる。この釈文や猿投本(5)の「取也」は、「聚也」の誤、成簣堂本にみえる藍の校合本文（菅原家本系）の「聚」が正しい。現に『玉篇』の抄出本である万象名義にも、「之庸反。酒器也、聚也」とみえる。なほ猿投本の左傍訓「トル」は、「取也」を訓じたもので、これは誤訓。『玉篇』の反切の部分は、「之庸・燭恭二反」とあったものと推定され、ここに全体として「鍾」に関する『玉篇』の文本の一部が推定される。結局、猿投本(5)の注も、『玉篇』によるものと云へる。

なほ「鐘」即ち「鍾」を「アタル」と訓むことについては、神田博士の『日本書紀古訓攷証』に詳しい。但しこの猿投本の左傍訓「鍾（アタル）」（成簣堂本も同様）は、この際は適切ではなく、ここは「アツム」（「聚」）と訓むべきである。神代紀（下）の、「特鍾ニ憐愛一」の「鍾」（「鐘」）について、『書紀集解』が杜預注を引き、「アツメテ」（左傍訓）と訓む場合に当る―古典大系本の頭注に、説文通訓定聲の「為レ叢」を引くのは、一歩後退である―。以上、問題の一例を残して（後述）、帝範序は終はる。

君体篇には、反切の訓詁がない。次の建親篇「七国受ニ鉄鉞之災一」の「鉄鉞」の訓詁に、

(6)公羊伝曰、不レ忍レ加ニ之鉄質一、又斬悪（腰）之罪也。鉄、鍖也、質也。

説文曰、芒鈹也。鉄、方于反（「鉄」）

とみえる。「鉄」は『玉篇』に残らないが、六波羅蜜経釈文の『玉篇』佚文に、

上玉、方于反・（方）禹二反。公羊伝（春秋）、不レ忍レ加ニ之鉄質一、何休曰、斬腰之罪也。礼記（王制）、諸侯賜ニ鉄鉞一、然後殺。又曰（楽記）、軍旅鉄鉞、先王所ニ以飾レ怒也。蒼頡篇、鉄、椹也、質也。

とみえる。この佚文に更に猿投本引用の説文の記事を加へたものが、『玉篇』の本文と推定できる。なほ「説文曰、芒鈹也」は、現在流布の宋本説文に「鉄、斫巠刀也」とみえ、「芒」は、「巠」（まぐさ、わらの類）の誤かも知れない―但し曽忠華氏の『玉篇零巻引説文考』に指摘しない―。もしさうとすれば、説文の「鉄」は、草刈りの刃

物をさす。何れにしても、猿投本の訓詁は、『玉篇』による。

次に「鉞」については、

(7)鉞（「鈹」に誤る。成簣堂本による）、禹月反。斧也。

とみえる。これも六波羅蜜経釈文に、

上玉、禹月反。蒼頡蒼(ママ)篇、鉞、斧也（「鉞斧」）

とみえ、猿投本の「鉞」の訓詁も、「鈇」と同じく『玉篇』によることがわかる。なほ『玉篇』には、更に多くの記事があったこと、一切経音義の佚文にみえる。その記事を要約して『玉篇』の推定文を作れば、凡そ左の如し。

*尚書(殺警)、王左杖二黄鉞一、孔安国曰、鉞以二黄金一飾レ斧也。野王案、古者用レ鉞以殺レ人也、司馬法、夏執二玄鉞一、殷執二白鉞一、周杖二黄鉞一是也。説文、鉞、大斧也、王者以賜二大司馬一、以斬二持節将一也。

なほ覚明注『三教指帰』（巻四）の「奪紀之鉞」の注に、「玉篇云、鉞、千月(于)反。斧也、亦作レ戊」とみえることは、もとの反切として、「禹月・于月二反」とあったものと推定される。

次に同じ建親篇、「使レ軽重相鎮(シヅメ)上」の「鎮」の訓詁に、

(8)知陳反。安也、重也、正(止)也、壓也。

とみえる（注4）。万象名義の「知覲反。安也、壓也、重也、止也」より推して、『玉篇』による。なほ『玉篇』の佚文は残らないが、原本には、

*知覲・知陳二反。楚辞、覧二民尤一以自鎮、王逸曰、鎮、止也。説文、鎮、圧也。広雅、安也（注5）。又曰、鎮、重也。

などとあったものと推定される。

次に「無二猜忌之心一」の「猜」に対して、

(9)采才反。疑也、懼也、恨也。

とみえる―成簣堂本、「采」を「承」に作る―。これも万象名義に、「千才反。疑也、懼也、恨也」とみえ、(9)も『玉篇』によることがわかる。試みに『玉篇』の本文を推定すれば、

*千才・采才二反。左氏伝(昭公三年)、寡君猜焉、杜預曰、猜、疑也。方言、猜、恨也。広雅、猜、懼也。

となる。

次に、「括二蒼昊一以体レ心」の「括(クワツ)」について、

(10)古奪反。結也、約束也、塞也。

とみえる。この「括」も『玉篇』に残らない。しかし『釈日本紀』引用の、

私記曰、古奪反。周易(上経坤)、括レ囊无レ咎、王弼曰、括、否閉也。山海経注曰、括猶繋縛之也（巻十三「括出」）

が『玉篇』により、また万象名義に、「古奪反。否閉也、結也、至塞也、約束也」とみえることから、猿投本(10)の本文も、『玉篇』によることがわかる。『玉篇』の本文推定の態度方法については拙著に譲る（注6）。

次に求賢篇に移る。まづ「搜二揚仄陋一」の「仄」の訓詁に、

(11)尚書舜典曰、虞舜仄微、孔安国曰、側、々陋也。荘棘反。

とみえる。「仄」（「側」に同じ）は、『玉篇』に、

荘棘反。尚書(舜典)、虞舜及微(仄)、王粛曰、仄、陋也…広雅、仄、陋也…。

とみえ、(11)の訓詁は『玉篇』による。但し、「孔安国」は「王粛」が正しい。また通行本『尚書』には、「仄」即ち「側」の注はない。因みに、「仄」に同じ「側」は、『玉篇佚文補正』にもみえないが、六波羅蜜経釈文の『玉篇』佚文に、

玉、須棘反。毛詩箋云、側、旁也。又曰、側、望涯也。又曰、側、

傾也。尚書安国(孔安)曰、側媚、諂諛之人也。儀礼鄭玄曰、側猶持也。

又曰、側猶独也（「側」）。

とある。参考として掲げる。

同じ求賢篇に、「不二以レ辱而不レ尊一」の「辱」の訓詁として、

(12)而束反。恥也、汙也、悪也。

とみえる。この字も『玉篇』に残らないが、万象名義に、「如辱(ママ)反。恥也、汙也、悪也」とみえる。この反切「如辱反」は誤記かも知れないが、一応そのままとみれば、『玉篇』には、その反切に、「而束・如辱二反」とあり、更に一切経音義（「挫辱」）を参考にすれば、「国語…賈逵曰、辱、恥也。広雅、辱、悪也」などとあったものと推定*される。但し国語賈注は現存せず、その本文のどこに当るのか未詳―魯語（下）「二三婦之辱、共先者祀」（韋昭注「辱、自屈辱」）とみえ、この部分の注か―。また「汙也」の出典も未詳であるが、右の(12)の訓詁が『玉篇』に基づくことは疑ひがない。

次に「必仮二橈檝之功一」の「橈」及び「檝」の訓詁がみえる。まづ「橈」について、

(13)如盟反。小檝也。方言、檝謂二之橈一也。

とある。「如盟反」は、成簣堂本及び万象名義の反切に「如紹△反」とみえ、『玉篇』には二つの反切があったものと推定される。「小檝也」は、恐らく楚辞（九歌、湘君）の王逸注「橈、船小檝也」によるものであらう。しかし、万象名義には、「曲本(木ヲ)末也、榻也」とみえ、抄出した訓詁が全然違ふ。しかしこれは、万象名義がもとの『玉篇』の詳しい記事の一部分を抄出し、また猿投本(13)が『玉篇』の他の部分を抄出したために、たまたま相互の訓詁に差を生じたものであらう。猿投本の例はやはり『玉篇』の一部であつたと思はれる。

「檝」（「楫」に同じ）については、

(14)辞立反。所二以推レ船也。黄帝刺(刻)レ木為レ檝也。

とみえる。「所二以推レ船也」は、野王案の部分か、もしくは「毛詩(衛風、竹竿)、桧楫松舟、伝曰、楫、所二以櫂レ舟也」による。また「黄帝」云々は、周易（繫辞下）の引用である。万象名義に見あたらない。但し覚明注『三教指帰』（巻二「檝櫂」）の『玉篇』佚文として、「即業反。舟檝也」がみえる―これに続く「釈名云、使二舟捷疾一也」も佚文の部分か―。これも「橈」の場合と同じく、『玉篇』の記事を、それぞれ猿投本(14)と覚明注とが別々の部分を採用したものとみてよからう。確証を欠くが。

次に審官篇に移る。まづ「短者以為二栱桷一」の「栱」「桷」について、それぞれ、

(15)「桷」―古学反。榱也、椽也。

(16)「栱」―居豪反。爾雅、檝謂二之杙一也、大者謂二之栱一也。杙、椽木、施(於)レ地所レ繫二牛馬一（異体字はすべて改める。訓点も私見による）

とみえる。まづ「桷」については、万象名義に「古学反。榱也」とみえるのは、猿投本(15)の注が『玉篇』によることを推定させる。空海は、「椽也」の部分を省略したものである。『玉篇』には、「榱也」（荘公二四年）の出典を説文もしくは爾雅（釈宮）に、また「椽也」は、「左氏伝、*刻二桓宮桷一、杜預曰、桷、椽也」の出典を示したものであらう。なほ万象名義の「榱」に、「所亀反。桷也、椽也」とみえる。次に(16)「栱」については、万象名義や『玉篇』及びその佚文に残らない。しかし万象名義の「檝」の訓詁に、「作レ杙（也）、擊(繫)レ牛也」とみえることは、猿投本「栱」が『玉篇』によると云ふ傍証になる。「所レ

繫二牛馬一（地官、牛人）（成簣堂本「馬」なし）云々は、恐らく『玉篇』の、
周礼、以授二職人一而芻之、鄭玄曰、可二以繫一レ牛。
を引用した野王案の分ではないかと思はれる。
同じ審官篇に、「涵（イルル）レ牛之鼎」の一文がある。その「涵」について、
(17)下啗反。字書、涵、没也。
とみえる。「涵」は『玉篇』に残らない。が、その異体字について、
今亦為二涵字一、字書以レ涵、音下啗（原文は「土」「夕」「皿」を
並べた如き字、意改）反、没沈也、以二含容之涵一為二函字一、在二凵
部一。
とみえ、猿投本(17)の訓詁が『玉篇』によることが推定できる。万象
名義にも、「下啗反。没(也)」とみえる。
納諫篇には、まづ「虧レ聡阻レ明」の「虧」について、
(18)去為反。欠也、毀也、壊也、損也。
とみえる―「壊」は成簣堂本による（原文「懐」）―。これは『玉篇』
に、
去為反。毛詩（魯頌、悶宮）、不レ虧不レ崩、箋云、虧猶毀壊也…又曰（楚辞、天問）、八柱何当、
東南何虧、王逸曰、虧、欠也。爾雅、虧、毀也。説文、気損也…。
とみえ、猿投本(18)の訓詁は『玉篇』によることが証明される。
次に「忠者瀝（シタテ）二其心一」の「瀝」について、
(19)理撽反。蒼頡篇、瀝、濫也、水不（下）滴瀝也。野王安（案）、時賜二余瀝一
是也、濫、流也。
とみえ、「野王案」とある以上、『玉篇』によることは明らかである。
「瀝」は、欽明紀二三年の条の古訓にも、「瀝（シタテ）レ胆抽レ腸」とみえ、
シタタラスの意。下二段活用の動詞シタツの連用形がシタテである。
『玉篇』には、「瀝」の異体字「瀝」について、
理激反…蒼頡篇、瀝（ママ）々濫也。説文…水下滴瀝也。野王案、史記、
時賜二余瀝一是也。
とみえる。猿投本の反切「理撽反」は二つの反切の一つではなく、
「理激反」の誤記―万象名義にも「里激反」とみえる―。また「濫、
流也」の「流」は、「漉」の草体の誤であらう。現に『玉篇』の
「濫」について、「字書亦漉字也」とみえ、また「漉」について、
「野王案、漉猶瀝也」としるす。
次に去讒篇に移る。「国之蝥賊也」の「蝥」について、
(20)詩小雅大田曰、蝥賊無レ害、毛公曰、食レ根曰レ蝥、食レ節曰レ賊。
莫侯反。
と注する。この字の訓詁は、六波羅蜜経釈文に、『玉篇』佚文とし
て、
莫侯反。説文、蝥、虫食二草根一也。或為二蟊字一。
をあげる。また政事要略（巻六〇）引用、戸婚律の「釈」に、
莫侯反。毛伝曰、蟲食レ根曰レ蝥。或作二蟊字一…字指曰…食レ根曰レ蝥、
食レ節曰レ賊。
とみえるのも、政事要略の訓詁の、『玉篇』佚文の指摘のない部分も
それと推定できる事実から考へて、ここも『玉篇』の本文と判定で
きる。但し猿投本引用の出典が『毛詩』とあるにも拘はらず、政事
要略の引用は、佚書『字指』とあり、そこに出典書名に差がある。
また六波羅蜜経釈文の佚文には、類似文の出典を『説文』とするな
ど必ずしも出典は一致しない。しかし反切「莫侯反」がすべてに共
通することから考へて、「玉篇」には、
莫侯反。毛詩、及二其蝥賊一、伝曰、食レ根曰レ蝥。説文、蟊、虫食二
*草根一。字指曰、食レ根曰レ蝥、食レ節曰レ賊。或為二蟊字一。

などとあつたと推定される。何れにしても、猿投本(20)の訓詁は『玉篇』を参考にしたことが明らかである。

以上で上巻終了、即ち猿投本はここで終はる。前述の二十条の反切を有する訓詁は、「野王案」を含む(12)「瀝」を始めとして、何れも『玉篇』を参考にしたものと推定できる。ただ一例として、「皇天瞻レ命、歴数在レ躬、安可下以濫握二霊図一…」の点線に当る部分に、「余廉反（成賃堂本「余広反」）、進也」とみえるが、これはどの文字の訓詁か不明。「瞻」「濫」などが多少の候補にも上るが、恐らく誤字があり、後考を待つ（注7）。なほ猿投本の本文の傍に附した反切の例が十数例みえる。その中に、

「縲」―左「力追反」　「紲」―左「思列反」

を始めとして、その数例が『玉篇』（佚文、万象名義など）の反切に一致するが、他の反切は一致しない。これは、猿投本の書写者（或は猿投本系の伝写間の某人）の書入であり、その反切は、原本の帝範注にはなく、『玉篇』によらないものと断定してよからう。

三

前述の如く、猿投本は上巻のみ。以下、成賃堂本『帝範』（下巻）について、簡単に見通しをつけて置かう。まづ誡盈篇の、

(一)「倹」―渠儼反。尚書（周書周官）、恭倹惟徳。野王案、倹、約也、不レ奢（八相）之称也、論語（周語下）曰、礼与二其奢一也寧倹是也。国語曰、器无二彫（形）鏤一、倹也。広雅、倹、少也（「夫君者、倹以養レ性」）

は、「野王案」とある下巻の唯一の例である。一切経音義（巻三）にも、『玉篇』の佚文として、

渠儼反。顧野王曰、倹、約也。広雅、少也（「廉倹」）

を挙げる。令集解（考課令巻二二）にみえる、「広雅、倹、少也。音居険反」も、『玉篇』によることは明らかであり、『玉篇』の反切は、『渠儼・居険二反』であると推定できる。

(二)「緹」―他礼反。鄭玄曰、綿（緜）色也。説文、帛赤黄也（「衣二緹繡一」）

これは、『玉篇』に、

他礼反。周礼（地官草人）、赤緹用レ羊、鄭玄曰、緹色也。説文、帛赤黄色也。

とみえ、(二)も『玉篇』による。なほ(二)の「赤黄也」は菅原系の藍色書入を参考にすれば、『玉篇』と同じく、「*赤黄色也」となり、帝範注の原文はむしろこれとみなすべきであらう。

(三)「繡」―思又反。考工記曰、画絵之事、五采備（三字藍色書入による）謂二之繡一也（「衣二緹繡一」）

これも『玉篇』の、

思又反。考工記（周礼）、画（絵）之事、五采備謂二之繡一。野王案、尚書…。

によることがわかる。次に務農篇に、

(四)「堅」―堅、柯田反。固也、強也、長也…（「棄堅」）

とみえる―「長也」に続く部分は『玉篇』ではない―。この字は『玉篇』に残らないが、万象名義（臥部）に同文がみえ、これも『玉篇』による。なほ「固也」は爾雅に、更に「強也」及び「長也」は広雅の引用であらう。次に同じ篇に、

(五)「螟」―亡丁反。虫食二苗心一曰レ螟（「秋螟」）

とみえる。これは、六波羅蜜経釈文の『玉篇』佚文の、

亡下（丁）反。毛詩伝曰、食二苗心一曰レ螟。爾雅、郭璞曰…（「螟蛉」）

によつて、『玉篇』の引用であることがわかる。因みに、政事要略（巻六十）引用の、「螟（亡丁反）食二苗心一曰レ螟。爾雅曰…」も、『玉篇』

による。

次に、「慴軌」の「慴」（藍色書入による）について、

(六)「慴（オ）」―徒頰反。爾雅、懼也。郭璞曰、即攝（攝）也。

とみえる。『玉篇』の「讋」の字について、

声類、讋、諾也。亦与懾字同、在心部。慴、音徒頰反。

とみえ、更に万象名義「慴」に、「徒頰反。懼也」とみえることは、(六)が『玉篇』によることを明らかに示す。また爾雅郭注の「即摂也」の「摂」を「懾」かと推定した狩谷望之の説は正しい。なほ『玉篇』佚文として六波羅蜜経釈文の「懼」に、「渠句反。説文、懼即恐。方言、懼、病也。懼、驚也」とある。因みに、日本書紀に、オヅ系文字、たとへば

懼不敢敵（神武即位前紀、オヂテ）

讋焉失志（神功摂政前紀、オヂテ）

盗賊恐懾（皇極紀元年、オヂヒシ《ゲ》テ）

などがみえるが、右の『玉篇』の訓詁によつて、その古訓の正しさが確証できる―皇極紀の「恐懾」は、オヂテと訓んでもよい―。

次に崇文篇の「竿」について、

(七)「竿」―公干反。毛詩（衛風竹）曰、籊々行竿（底本「干」、藍書入による）。爾雅（釈器）、竿謂之絙（箟）、郭璞曰、懸衣架也（「呉竿」）

とみえる。『玉篇』に残らないが、万象名義に、「公安反。懸衣架(也)、梃也、籊也」とみえることより推して、(七)も『玉篇』によることがわかる―その反切は、「公干・公安二反」、「梃也」は説文の引用かと思はれる―。

以上、『帝範』下巻にみえる七条の訓詁を終へる。野王案を引用する(一)の「倹」以外の例も、『玉篇』の標記なくても、それによることがわかる。全体として、『帝範』にみえる反切を有する訓詁は、『玉篇』を参考にしたものと推定できる。

『帝範』については、旧唐書経籍志（巻四七）に、

帝範四巻（太宗撰 賈行注）（新唐書芸文志「太宗帝範四巻、賈行注」）

とみえ、更に敬宗本紀（宝暦二年八二六の条）には、韋公粛注の記事もみえる。しかし唐代の二注は、宋代に早くも失はれ、現行本は、清朝乾隆帝の武英殿聚珍版、その注は元人撰かといふ。何れにしても、唐人注の『帝範』は、残らないとみるべきであらう。わが国の旧刊本について、『日本訪書志』に、

其注文簡要、不注姓名、亦不詳為賈為韋。但以正文考之、則当是太宗原本（巻五、史部）

と述べる。これによれば、成簣堂本、その底本である旧刊本、更には猿投本のテキストの価値は、甚だ大となる。藤原佐世撰の『日本国見在書目録』に、「帝範二巻　帝範賛一」（雑家）とみえることは、平安朝伝来の原本系『帝範』が、猿投本（上巻のみ残る）や成簣堂文庫本にみる如く、上・下二巻であつた推定できる。前述の『日本訪書志』の説にみる如く、これが原本系に当るとすれば、その注は賈行注（或は韋公粛注）などの唐人注かとみられる。しかし猿投本などにみる如く、もしこれが唐人注とするならば、反切を有する玉篇的訓詁が果して唐人に必要であつたか、疑問が残る。勿論、『文選』李善注の如く、『玉篇』などの孫引きと思はれる小学の注を附する部分も推定できるが―これについては後日を期す―、『帝範』にむしろ親切すぎる反切などの注が果して賈行注に存在したかどうか。『帝範』と並ぶ『臣軌』にも、かかる親切な注は存在しない。やはりこの玉篇的訓詁は、わが平安某人の挿入部分ではなかつ

たか。即ちこの部分を除いた注がむしろ失はれた唐人注の一部分であつたかとも思はれる。具平親王撰の『弘決外典鈔』にも、反切を含む玉篇的訓詁の部分がかなり多くみえることは、当時の平安人の訓詁的方法の一つといへる。『帝範』注もこれと同様に考へても然るべきではなからうか。『帝範』の玉篇的訓詁の部分が平安人撰の注とみることは、やはり試案に過ぎないが、もしこれがかりに正しいとすれば、ここにも平安人の『玉篇』利用の一端を知ることができる。しかし唐人注の一部分とすれば、唐代に於ても『玉篇』利用のことが覗はれる。何れにしても、『玉篇』の残字は、諸書に残存し、その発掘には、将来の努力を待たねばならない。本稿はその一つの試みである。（四八、十二、二〇）

注1　「万葉用字考証実例(一)―原本系『玉篇』との関聯に於て―」（『万葉集研究』第二・三集所収）参照。

注2　一切経音義（巻三二「叨沐」）の、「孔注尚書云、叨、貪也」を参考にしたもの。

注3　一切経音義の例は、巻四八「擐甲」の注による。『玉篇』の指摘はないが、これもその佚文と推定できる一例。

注4　成簣堂本に、「安」を「安ノ危」、「壓」を「厭去」に作る。

注5　なほ「安也」に関して、『玉篇』（甘部）の「厭」（「壓」）の異体字の訓詁によれば、「方言、厭、安也、郭璞曰、足則安也」とみえる。

注6　『国風暗黒時代の文学』（第二篇第二章二「上代に於ける訓詁の一面」）参照。

注7　この訓詁に近いものとして、「余手反…進也」（「誘」）などがあげられるが、この「誘」に近い文字はこの附近の本文に見当らない。

（補）『塵囊抄』（巻八）に、帝範の記事を引き「搏ハ補洛反、手擊ト註セリ」と云ふ。現存本の『帝範』に未見。万象名義の注から推定して、これも『玉篇』による。

昭和四八年度文部省科学研究費補助による総合研究「未開拓漢字資料の研究」の一部である。

（大阪市立大学教授）